

用語の解説

【農林業経営体調査】

1 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
 - ①露地野菜作付面積 15 a
 - ②施設野菜栽培面積 350 m²
 - ③果樹栽培面積 10 a
 - ④露地花き栽培面積 10 a
 - ⑤施設花き栽培面積 250 m²
 - ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭
 - ⑧豚飼養頭数 15 頭
 - ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - ⑪その他 調査期日前1年間に於ける農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

2 組織形態別

法人化している 経営体 (法人経営体)	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連など）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種 団体	農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。
地方公共団体・財 産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。
任意団体	法人化していない経営体のうち、個人経営体に該当しない任意の団体で、法人化していない集落営農組織などが該当する。

3 労働力等

経営主	農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ていてその家にいなくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
役員・構成員	役員とは、会社等の組織経営における役員をいう。 構成員とは、集落営農組織や協業経営体における構成員をいう。 なお、役員会に出席するだけの者は含まない。
後継者	農業（林業）経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。
親族	経営主の3親等内（1親等：父、母、子 2親等：祖父母、孫、兄弟姉妹 3親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族をいう。
親族以外の経営内部の人材	農業（林業）経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。
経営外部の人材	上記以外の者をいう。
雇用者	農作業（林業作業）のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。
常雇い	あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で農作業（林業作業）のために雇った人をいう。 年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。
臨時雇い	「常雇い」に該当しない日雇い・季節雇いなど、農作業（林業作業）のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。 なお、酪農ヘルパーなど、農作業を委託した場合の労働は含まない。 また、主に農業（林業）以外の事業のために雇った人が一時的に農作業（林業作業）に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人が7か月未満で辞めた場合を含む。

4 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはし

田

なかった。

- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1 a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。
また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、専らきのこ栽培を行っている敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第43条に基づきコンクリート床などに転換した農地は耕地とした。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。
なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。

畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。

樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。 なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。
畑のうち牧草専用地	牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。 (1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。 (2) 草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。 ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
所有耕地	自ら所有し耕作している耕地（自作地）に貸付耕地を加えたものをいう。
耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地	保有又は借り入れている山林、原野等で、過去1年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。
施設園芸に利用したハウス・ガラス室	ハウスとは、強化プラスチック、ビニール、ポリエチレン、寒冷しゃ等で園地全面を被覆している施設で、そのなかで作業者が通常の作業姿勢で栽培管理を行うことのできる高さのものをいう（雨よけ程度のものは含めない。）。 ガラス室とは、ガラス（ガラス繊維強化板を含む。）で、全体を被覆している恒久的施設をいう。 ただし、水稻の育苗やきのこの栽培だけに使ったものは除いた。
加温温室	過去1年間に施設園芸に利用したハウス、ガラス室のうち、ボイラー等加熱施設により加温した施設をいう。

5 農業生産

(1) 販売目的の作物

販売目的の作物	販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。 また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。
---------	---

作付面積	は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。
栽培面積	一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。

(2) 販売目的の家畜

乳用牛	現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。 なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。
肉用牛	肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。 乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
和牛と乳用種の交雑種	乳用種のめすに肉用種のおすを交配し生産された、いわゆるF1牛をいう。 なお、F1牛のめすに肉用種のおすを交配し生産されたF1クロス牛も含む。
豚	自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。
採卵鶏	卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。 種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。 なお、廃鶏も調査日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。
ブロイラー	当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。 肉用種、卵用種は問わない。

6 農産物の販売

農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。
---------	---

7 農作業の受託

農作業の受託	農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいう。
--------	----------------------------

8 農業生産関連事業

農業生産関連事業	自ら経営していて、①自家で生産した農産物を使用、②所有または借り入れている耕地もしくは農業施設を利用している、のいずれかに該当する事業で、「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「再生可能エネルギー発電」などが該当する。
農産物の加工	販売を目的として自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。
小売業	自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。 なお、自らが経営に参加していない直売所等で消費者に直接販売している場合は含まない。
観光農園	観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ、又はほ場を観賞させて、料金を得ている事業をいう。
貸農園・体験農園など	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、料金を得ている事業をいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協等が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
再生可能エネルギー発電	農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）からの発電に取り組んでいる事業をいう。

9 農業経営の取組

青色申告	不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け日々の取引を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいう。
------	--

正規の簿記	損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。
簡易簿記	「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。
現金主義	現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。
有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業をいい、有機JASの認証を受けていない場合も該当する。 なお、以下の取組については有機農業に該当しない。 (1) 科学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、「減農薬栽培」 (2) 化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」を使用した場合
農業経営を行うためにデータを活用	効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（気象情報、市況、生産履歴、生育状況などの情報（紙媒体、電子媒体を含む。））を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。
気象・市況等のデータを見て農業	新聞、パソコン、スマートフォンなどを用いて気象情報、市況などのデータを見て、農業経営の参考に活用することをいう。
農作業履歴等のデータをパソコン等で記録	パソコン、スマートフォンなどを用いて農作業履歴や経営管理などのデータを記録（農業用機械やほ場に設置したセンサーなどの機器からの自動入力を含む。）することをいう。
機器・センサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析	土壌分析、センサー、ドローンなどを用いてほ場環境や生育状況などのデータを計測・取得し、分析することをいう。
データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用	データに基づく営農指導など、外部のサービスやサポートを利用している場合をいい、以下のようなものが該当する。 (1) 営農データや土壌・育成データなどの収集・分析サービスを利用すること。 (2) 可変施肥・農薬ピンポイント散布などのデータ分析に基づく営農代行サービスを利用すること。 (3) 普及指導員・営農指導員などからデータに基づいた指導（土壌診断に基づく施肥設計等）を受けること。

10 個人経営体

(1) 農業所得依存度別（旧主副業別）

農業所得主経営体	世帯所得の50%以上が農業所得である個人経営体をいう。
農外所得主経営体	世帯所得の50%未満が農業所得である個人経営体をいう。
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

(2) 農業従事者等

基幹的農業従事者	自営農業を主な仕事としている世帯員をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

11 総農家等

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

12 林業経営体

(1) 山林及び林業作業

所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林、所在地以外の市区町村等に所有している山林も含む。 また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含む。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため、他人が地上権の設定をした山林、他人に貸している土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいう。
借入山林	山林として使用するため、地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林及び分収している山林をいう。 また、共有林などのうち、割り替えされる割地（何年間かで利用できる区域が変更されるもの）があれば、それも含む。
保有山林	自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。 保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林
他に作業・管理を 任せている山林	保有山林のうち、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して他者に任せている山林をいう。 ただし、作業ごとに委託した（請け負わせた）場合は含まない。
他から作業・管理 を任されている 山林	保有山林以外で、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して任されている山林をいう。 ただし、作業ごとに受託した（請け負った）場合は含まない。
植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に、苗木の植付け、種子の播付け、挿し木などをすることをいう。
下刈りなど	林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。 なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。
間伐	林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。 このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐とした。
主伐	一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の伐採は含まない。）することをいう。 なお、主伐には、一度に全面積を伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。

(2) 素材生産

素材生産量	素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。 素材生産量とは丸太の体積のことをいい、一般的には立方メートル(m3)単位で表示する。
立木買いによる 素材生産	立木を購入し、伐木して素材生産することをいう。

(3) 林産物の販売

林産物販売金額	過去1年間に於いて、保有山林から生産・採取された林産物（立木を購入して生産した素材、栽培きのこ類、林業用苗木などを除く。）を販売し、又は自ら営む製材業などに仕向けた場合をいう。
用材	樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に使われる木材をいう。
立木で	立木のまま販売したものをいう。
素材で	立木を伐倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）にして販売したものをいう。
ほだ木用原木	保有山林からの林木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいう。
特用林産物	保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。 主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のきのこやたけのこなどである。

【農山村地域調査】（市区町村調査票関係）

1 総土地面積及び林野面積

総土地面積	都道府県全ての面積をいう。 本調査では、原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』の総土地面積によった。
林野面積	現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたものをいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に該当する。
現況森林面積	調査日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。
森林以外の草生地	森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。 (1) 河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても除いた。 (2) 林野庁には貸地の採草放牧地を含む。 (3) 林野庁以外の官庁には、財務省所管の未開発地や防衛省所管の自衛隊演習地を含む。 (4) 民有林には、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地が野草地化した土地を含む。）を含む。
林野率	総土地面積に占める林野面積の割合をいう。 なお、全国、全国農業地域別及び都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方領土及び竹島を除いて計算した。

2 所有形態別林野面積

国有（林）	林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する土地をいう。
林野庁	林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。
林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の行政機関が所管する土地をいう。
民有（林）	国有（林）以外の土地をいい、独立行政法人等、公有（都道府県、森林整備法人、市区町村、財産区）及び私有（林）に分類される。 なお、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、市町村が経営管理権を設定したものは、当該設定前の分類とする。
独立行政法人等	独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人が所有する土地をいう。 また、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが所管する分収林も含めた。
公有（林）	都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管する土地（借入地を含む）をいう。

都道府県	都道府県が所管する土地をいう。 林務主管課(部)所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等が所管するものをいい、都道府県立高校の学校林、都道府県が設立した地方独立行政法人等の所管する土地、都道府県が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、都道府県以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林を除いた。
森林整備法人	分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に規定する森林整備法人が所管する土地をいう。 林業公社・造林公社は森林整備法人に該当する。
市区町村	市区町村が所管する土地をいう。 地方自治法第284条第1項に規定する地方公共団体の組合（例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合。以下「町村組合」という。）並びに市区町村及び町村組合が設立した地方独立行政法人の所管する土地を含めた。 また、市区町村が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、市区町村以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林は除いた。
財産区	地方自治法第294条第1項に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいう。 なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は「私有」とした。
私有（林）	民有（林）のうち、独立行政法人等及び公有（林）を除いた土地をいう。
森林計画対象の人工林	森林法に基づく、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林面積のうち、私有の人工林（植栽又は人工下種により生立した林分で、植栽樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が50%以上を占める森林の面積）をいう。

【農山村地域調査】（農業集落調査票関係）

農業集落

市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことをいう。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

農業地域類型

短期の社会経済変動に対して、比較的安定している土地利用指標を中心とした基準指標によって市区町村及び旧市区町村（昭和25年2月1日時点の市区町村）を分類したものである。

農業地域類型	基準指標
都市的地域	○ 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人以上又はD I D人口2万人以上の旧市区町村又は市町村。 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村又は市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村又は市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村又は市町村。
中間農業地域	○ 耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。 ○ 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村又は市町村。
山間農業地域	○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村又は市町村。

注1：決定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域

注2：傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

注3：農業地域類型区分は、令和5年3月2日改定のものである。

都市計画区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に基づき指定されている区域をいう。

市街化区域、市街化調整区域

都市計画法第7条に規定する区域をいう。

線引きなし	都市計画区域内であって市街化区域又は市街化調整区域に該当しないものをいう。
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第6条第1項に基づき指定されている地域をいう。
農用地区域	農振法第8条第2項第1号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域をいう。
振興山村地域	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に基づき指定されている地域をいう。
豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に基づき指定されている地域をいう。
特別豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定されている地域をいう。
離島振興対策実施地域	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づき指定されている地域をいう。
特定農山村地域	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する地域をいう。
特認地域	地域振興立法8法（特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定地域以外で、中山間地域等直接支払制度により、地域の実態に応じて都道府県知事が指定する、生産条件の不利な地域をいう。
D I D（人口集中地区）	国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として決定された地域単位で、人口密度約 4,000 人/k m²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地域をいう。 （D I D : Densely Inhabited District）
最も近いD I D	農業集落の中心地から最も近いD I D（人口集中地区）の地域内にある各施設のなかで、D I D（人口集中地区）の中心地から直線距離が最も近い施設を対象とした。
生活関連施設	本調査では、市区町村役場、農協、警察・交番、病院・診療所、小学校、中学校、公民館、スーパーマーケット・コンビニエンスストア、郵便局、

	ガソリンスタンド、駅、バス停、空港、高速自動車道路のインターチェンジをいう。
市区町村役場	市役所、区役所、町村役場、役所・役場の支所及び出張所を対象とした。
農協	農協本所及び農協支所から、窓口業務があり、かつＡＴＭが設置されている施設を対象とした。
警察・交番	警察署及び交番を対象とした。
病院・診療所	内科又は外科のある病院又は診療所を対象とした。
小学校	公立の小学校を対象とした。
中学校	公立の中学校及び中等教育学校を対象とした。
公民館	ホール、会館及び公民館のうち、国土交通省がインターネットで公開している国土数値情報（ http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/ ）の公的公民館にマッチングする施設を対象とした。
スーパーマーケット・コンビニエンスストア	スーパーマーケット及びコンビニエンスストアを対象とした。 なお、ドラッグストアは除いた。
郵便局	中央郵便局、普通郵便局、特定郵便局及び簡易郵便局を対象とした。
ガソリンスタンド	ガソリンスタンドを対象とした。 なお、タクシー会社内にあるガソリンスタンドは除いた。
駅	ＪＲ、私鉄、地下鉄、モノレール、新交通（※）及び路面電車の鉄道駅を対象とした。 ※新交通とは、新規の技術開発によって従来の交通機関とは異なる機能や特性をもつ交通手段をいう。
バス停	高速バス、路線バス及びコミュニティバスを対象とした。
空港	空港法（昭和三十一年法律第八十号）第２条の規定により、拠点空港（２８施設）及び地方管理空港（５４施設）を対象とした。 なお、共用空港及びその他の空港は除いた。
高速自動車道路のインターチェンジ	高速自動車道のインターチェンジを対象とした。

交通手段	ある場所から別の場所へ向かうための移動手段をいう。
徒歩	乗り物を使用せず歩いて移動する場合をいう。
自動車	自動車を使用して移動する場合をいう。
公共交通機関	バス、鉄道及び船等を使用して移動する場合をいう。
所要時間	農業集落の中心地から農業集落に最も近いD I Dの中心地にある施設又は最寄りの生活関連施設に移動する際の所要時間をいう。 なお、ガソリンスタンドまでの徒歩及び公共交通機関、バス停までの公共交通機関、高速自動車道路のインターチェンジまでの徒歩及び公共交通機関での所要時間の把握は、用途がないため除いた。
計測不能	以下の(1)～(5)の理由等により所要時間を把握できなかった場合をいう。 (1) 農業集落の中心地から直線距離100km圏内にDID中心施設がない。 (2) 離島の農業集落であり、かつ、島内に対象施設がない又は定期船等の公共交通機関がない。 (3) 農業集落の中心地から最寄りのバス停又は駅が、対象施設よりも遠い場所にある。 (4) 農業集落の中心地から最寄りのバス停又は駅と対象施設の最寄りのバス停又は駅が同一である。 (5) 検索ソフトの機能上、公共交通機関による経路検索ができない。
農家数	農林業経営体調査で把握した農家数。 農家とは、調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
耕地	農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔は耕地に含む。
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。
耕地率	総土地面積に占める耕地面積の割合をいう。
水田率	耕地面積に占める田面積の割合をいう。 なお、水田率を用いて農業集落の農業経営の基盤的条件の差異を示した区分は次のとおりであるが、この区分は地域農業構造の特性を把握するための統計上の区分であり、制度上や施策上の取扱いに直接結びつくものではない。
水田集落	水田率が70%以上の集落をいう。
田畑集落	水田率が30%以上70%未満の集落をいう。
畑地集落	水田率が30%未満の集落をいう。
地域としての取組	農地や山林等の地域資源の維持・管理機能、収穫期の共同作業等の農業生産面での相互補完機能、冠婚葬祭等の地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る取組をいう。 本調査では、次のいずれかの項目が該当する場合に「地域としての取組がある農業集落」と判定した。 ・ 寄り合いを開催している。 ・ 地域資源の保全が行われている。 ・ 実行組合が存在している。
実行組合	農家によって構成された農業生産にかかわる連絡・調整、活動などの総合的な役割を担っている集団のことをいう。 具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称にかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。 ただし、出荷組合、酪農組合、防除組合など農業の一部門だけを担当する団体は除いた。 また、集落営農組織についても、農業集落の農業生産活動の総合的な機能を持つ集団と判断できる場合は、実行組合とみなした。

寄り合い	原則として、地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいう。 なお、農業集落の全世帯あるいは全農家を対象とした会合ではなくても、農業集落内の各班における代表者、役員等を対象とした会合において、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がされているものは寄り合いとみなした。 ただし、婦人会、子供会、青年団、4 Hクラブ等のサークル活動的なものは除いた。
農業生産にかかわる事項	生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、鳥獣被害対策、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。
農道・農業用排水路・ため池の管理	農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。
集落共有財産・共用施設の管理	農業集落における農業機械・施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。
環境美化・自然環境の保全	農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り、花の植栽等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。
農業集落行事（祭り・イベントなど）の実施	寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント等の集落行事の実施に関する事項をいう。
農業集落内の福祉・厚生	農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やごみ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒等に関する事項をいう。
定住を推進する取組	U I J ターン者等の定住につなげる取組に関する事項をいう。 具体的には、定住希望者の募集、受入態勢を整備するための空き家・廃校等の整備等が該当する。
グリーン・ツーリズムの取組	農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動に関する事項をいう。 具体的には、滞在期間にかかわらず、余暇活動の受入れを目的とした取組で、農産物直販所、観光農園、農家民宿を利用したものや、農業体験、ボランティアを取り入れたもの等が該当する。
6次産業化への取組	農業集落で生産された農林水産物及びその副産物（バイオマスなど）を使用して加工・販売を一体的に行う、地域資源を活用して雇用を創出するなどの所得の向上につなげる取組に関する事項をいう。 具体的には、地元農産物の直売、加工、輸出等の経営の多角化・複合化や2次、3次産業との連携による地元農産物の供給、学校、病院等に食材を供給する施設給食、機能性食品や介護食品に原材料を供給する医福食農連携、ネット販売等のI C T活用・流通連携等が該当する。

再生可能エネルギーへの取組	地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー（太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等）の取組に関する事項をいう。 具体的には、農地や林地の転用地への太陽光発電パネルの設置、農業用排水路への発電施設の設置等が該当する。
地域資源	本調査では、農業集落内にある、農地、農業用排水路、森林、河川・水路、ため池・湖沼をいう。
地域資源の保全	地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。 なお、地域住民のうちの数戸で共同保全しているものについては含めるが、個人が自らの農業生産活動のためだけに、維持・管理を行っている場合は除いた。
農地	農地法第2条に規定する耕作の目的に供される土地をいう。 なお、農地の有無については、調査期日時点で公開されている最新の筆ポリゴン（※）情報との整合を確認したうえで決定した。 ※筆ポリゴンとは、農林水産省が実施する耕地面積調査等の母集団情報として、衛星画像等をもとに筆ごとの形状に沿って作成した農地の区画情報をいい、令和元年6月に公開されているものを用いた。
農業用排水路	農業集落内のは場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものを含めた。 なお、公的機関（都道府県、市区町村、土地改良区等）が主体となって管理している用水又は排水施設は除いた。
森林	森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する「森林」をいい、木竹が集団的に生育している土地及び木竹の集団的な生育に供されている土地をいう。
河川・水路	一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。 なお、農業用又は生活用の用排水路は除いた。
ため池・湖沼	次のいずれかの条件に該当するものをいう。 (1) かんがい用水をためておく人工または天然の池 (2) 川や谷が種々の要因でせき止められたもの (3) 地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの (4) 火口、火口原に水をたたえたもの (5) かつて海であったものが湖になったもの (6) その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの
都市住民との連携・交流	地域住民と都市住民が合同で地域資源の保全又は活性化の取組を行っている場合をいう。 具体的には、地域住民が立ち上げた保全ボランティアの会に都市住民が登録し、一体となってそれぞれの地域資源の保全を行っている場合や、農村地域に興味を持つ都市住民を受入れ、一体となって活性化のための

N P O ・ 学 校
企 業 と 連 携

各種活動を行っている場合などをいう。

なお、都市住民とは、農業集落の旧市区町村外の市街化地域や都市的地域に類する地域等の非農家のことをいう。

地域住民とN P O ・ 学 校 ・ 企 業が合同でそれぞれの地域資源の保全や活性化のための各種活動を行っている場合などをいう。

具体的には、幼稚園や小学校等の校外学習の一環としての農業体験などが該当する。